

野洲市立地適正化計画

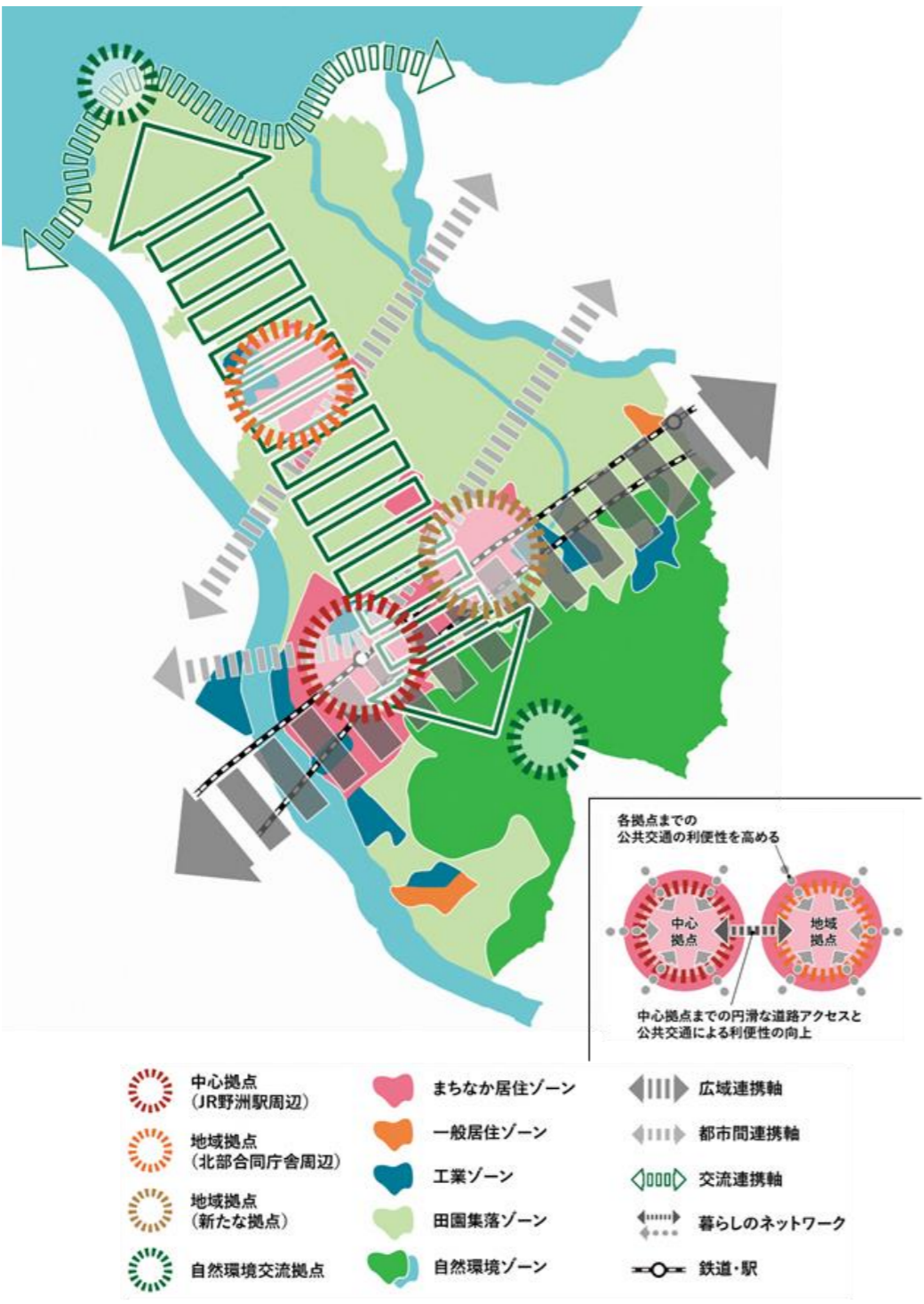

一部改訂（案） 対照表

- ・対照表の一番左の列に、計画改訂（案）本紙の該当ページを記載しています。
- ・この対照表では、今回の一部改訂の趣旨により改訂を行う部分に絞り、改訂箇所を抜粋して作成しています。（第1章・第2章は対照表には載せておりません。）

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【62 ページ】 第4章. 都市づくりの基本方針 4. 目指すべき都市の骨格構造 2) 拠点の設定 (2) 地域拠点</p>	<p>第4章. 都市づくりの基本方針</p> <p>(中略)</p> <p>4. 目指すべき都市の骨格構造</p> <p>(中略)</p> <p>2) 拠点の設定</p> <p>(1) 中心拠点</p> <p>＜J R野洲駅周辺地域（南部市街地拠点）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> J R野洲駅を中心とした地域については、基幹的公共交通路線であるJ R東海道線（琵琶湖線）と市内バス交通の結節点であり、南部市街地拠点として行政施設や文化施設のほか、医療・福祉・商業等の生活サービス施設が集積していることから、市の魅力が発信される中心拠点として位置づけます。 <p>(2) 地域拠点</p> <p>＜北部合同庁舎周辺地域（北部市街地拠点）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 吉地・西河原地区の市街地については、北部市街地拠点として、北部合同庁舎のほか、生活サービス施設が集積しており、将来的にも一定の人口密度が維持されると見込まれることから、地域住民の生活を支援する機能の維持を図る地域拠点として位置づけます。 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(中略)</p>	<p>第4章. 都市づくりの基本方針</p> <p>(中略)</p> <p>4. 目指すべき都市の骨格構造</p> <p>(中略)</p> <p>2) 拠点の設定</p> <p>(1) 中心拠点</p> <p>＜J R野洲駅周辺地域（南部市街地拠点）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> J R野洲駅を中心とした地域については、基幹的公共交通路線であるJ R東海道線（琵琶湖線）と市内バス交通の結節点であり、南部市街地拠点として行政施設や文化施設のほか、医療・福祉・商業等の生活サービス施設が集積していることから、市の魅力が発信される中心拠点として位置づけます。 <p>(2) 地域拠点</p> <p>＜北部合同庁舎周辺地域（北部市街地拠点）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 吉地・西河原地区の市街地については、北部市街地拠点として、北部合同庁舎のほか、生活サービス施設が集積しており、将来的にも一定の人口密度が維持されると見込まれることから、地域住民の生活を支援する機能の維持を図る地域拠点として位置づけます。 <p><u>＜総合体育館周辺地域（中央市街地拠点）＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>市中央部に位置する野洲市総合体育館周辺については、運動（スポーツ）施設、福祉施設が集積しており、新たに医療機能を担う施設として市立病院の整備を進めています。また隣接する市街地（人口集中地区）は将来的にも一定の人口密度が維持されると見込まれることから、医療・健康・福祉機能が集約した地域拠点として位置づけます。</u> <u>市立病院整備のほか、豊かな自然環境を活かした交流施設の整備を進め、人々の交流や健康づくりにつながる機能をもった拠点の形成を目指します。</u> <p>(中略)</p>	<p>市民病院の整備が計画されている総合体育館周辺を、新しく地域拠点として位置づけ、理由等を追記。</p>

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【63 ページ】 第4章. 都市づくりの基本方針 4. 目指すべき都市の骨格構造 2) 拠点の設定 拠点位置図</p>	<p>凡例 ● 医療施設 ● 福祉施設 ● 商業施設 2015年人口密度(人/ha) 100mメッシュ 70以上 60以上 - 70未満 50以上 - 60未満 40以上 - 50未満 30以上 - 40未満 20以上 - 30未満 20未満 非可住地</p> <p>凡例 --- 行政界 市街化区域 ■ 駅 --- 鉄道 一般国道 主要地方道</p> <p>0 0.5 1 2 3 4 km</p> <p>図 4.2 拠点位置図</p> <p>(中略)</p>	<p>凡例 ● 医療施設 ● 福祉施設 ● 商業施設 2020年人口密度(人/ha) 100mメッシュ 70以上 60以上 - 70未満 50以上 - 60未満 40以上 - 50未満 30以上 - 40未満 20以上 - 30未満 20未満 非可住地</p> <p>凡例 --- 行政界 市街化区域 ■ 駅 --- 鉄道 一般国道 主要地方道</p> <p>0 0.5 1 2 3 4 km</p> <p>図 4.2 拠点位置図</p> <p>(中略)</p>	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p>

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【65 ページ】 第4章. 都市づくりの基本方針 4. 目指すべき都市の骨格構造 5) 目指すべき都市の骨格構造図</p>	 <p>各拠点までの公共交通の利便性を高める 中心拠点までの円滑な道路アクセスと公共交通による利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心拠点 (JR野洲駅周辺) 地域拠点 (北部合同庁舎周辺) 地域拠点 (新たな拠点) 自然環境交流拠点 まちなか居住ゾーン 一般居住ゾーン 工業ゾーン 田園集落ゾーン 自然環境ゾーン 広域連携軸 都市間連携軸 交流連携軸 暮らしのネットワーク 鉄道・駅 <p>図 4.3 目指すべき都市の骨格構造図</p>	 <p>各拠点までの公共交通の利便性を高める 中心拠点までの円滑な道路アクセスと公共交通による利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心拠点 (JR野洲駅周辺) 地域拠点 (北部合同庁舎周辺・総合体育館周辺) 地域拠点 (新たな拠点) 自然環境交流拠点 まちなか居住ゾーン 一般居住ゾーン 工業ゾーン 田園集落ゾーン 自然環境ゾーン 広域連携軸 都市間連携軸 交流連携軸 暮らしのネットワーク 鉄道・駅 <p>図 4.3 目指すべき都市の骨格構造図</p>	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p>

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【66 ページ】 第4章. 都市づくりの基本方針 5.課題解決のための施策・誘導方針 1) 都市機能及び居住に関する誘導方針</p> <p>【66 ページ】 第4章. 都市づくりの基本方針 5.課題解決のための施策・誘導方針 2) 都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用方針</p>	<p>5.課題解決のための施策・誘導方針</p> <p>(中略)</p> <p>1) 都市機能及び居住に関する誘導方針 少子高齢化・人口減少の中にあっても各種サービスの効率的な提供が図られるよう、各種生活サービス施設が集積している <u>2 つの拠点（JR野洲駅周辺及び北部合同庁舎周辺</u>）において、都市機能の維持・増進を図ります。</p> <p>(中略)</p> <p><拠点利用を高める公共交通網の強化> 拠点の利用促進を図るため、<u>拠点へのバスの</u> <u>ア</u> <u>ク</u> <u>セ</u> <u>ス</u> <u>性</u> <u>の</u> <u>向</u> <u>上</u> <u>を</u> <u>図</u> <u>る</u> <u>と</u> <u>と</u> <u>も</u> <u>に</u>、拠点内の歩行環境の充実等により、高齢者を中心に「歩く」外出機会の増幅を図り、自家用車に依存し過ぎない環境の構築と、健康増進を図ります。</p> <p>(中略)</p> <p>2) 都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用方針</p> <p>(中略)</p> <p>このため野洲市では、従来どおり施設所管課単独で検討するのではなく、全市的な視点に立ち、市民サービスの水準を維持しつつ、中長期的な公共施設の統廃合により、中心拠点（JR野洲駅周辺地域）や地域拠点（北部合同庁舎周辺地域 <u>_____</u>）を主とした公共施設の適正配置を推進します。</p>	<p>5.課題解決のための施策・誘導方針</p> <p>(中略)</p> <p>1) 都市機能及び居住に関する誘導方針 少子高齢化・人口減少の中にあっても各種サービスの効率的な提供が図られるよう、各種生活サービス施設が集積している <u>3 つの拠点（JR野洲駅周辺、北部合同庁舎周辺及び総合体育館周辺</u>）において、都市機能の維持・増進を図ります。</p> <p>(中略)</p> <p><拠点利用を高める公共交通網の強化> 拠点の利用促進を図るため、<u>拠点間及び周辺地域から拠点への公共交通によるア</u> <u>ク</u> <u>セ</u> <u>ス</u> <u>性</u> <u>の</u> <u>向</u> <u>上</u> <u>を</u> <u>図</u> <u>る</u> <u>と</u> <u>と</u> <u>も</u> <u>に</u>、拠点内の歩行環境の充実等により、高齢者を中心に「歩く」外出機会の増幅を図り、自家用車に依存し過ぎない環境の構築と、健康増進を図ります。</p> <p>(中略)</p> <p>2) 都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用方針</p> <p>(中略)</p> <p>このため野洲市では、従来どおり施設所管課単独で検討するのではなく、全市的な視点に立ち、市民サービスの水準を維持しつつ、中長期的な公共施設の統廃合により、中心拠点（JR野洲駅周辺地域）や地域拠点（北部合同庁舎周辺地域 <u>及び総合体育館周辺地域</u>）を主とした公共施設の適正配置を推進します。</p>	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p> <p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p> <p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p>

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【67ページ】 第4章 都市づくりの基本方針 6.課題解決までのストーリー 1) 都市機能及び居住に関する誘導方針 図 課題解決までのストーリー</p>	<p>6.課題解決までのストーリー (中略)</p> <p>◆ 都市が抱える課題の分析</p> <p>若者・子育て世代の転出抑制に向けた住環境の維持・向上 増加する社会保障費の抑制と健康づくりの推進 既存市街地拠点の生活サービス機能の維持・増進 J R野洲駅への公共交通利便性の向上 広域的な基幹交通インフラの整備 災害等に対する安全性の確保</p> <p>◆ 計画の基本理念 “つながり”を軸とした 住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり ～拠点周辺の高い利便性を活かした、にぎわい増幅のまちづくり～</p> <p>◆ 目指すべき都市の骨格構造</p> <p>中心拠点：J R野洲駅周辺地域（南部市街地拠点） 地域拠点：北部合同庁舎周辺地域（北部市街地拠点） 広域連携軸、都市間連携軸、交流連携軸：周辺市町との連絡、地域内を結ぶ骨格の強化（拠点間及び居住地を結ぶ公共交通の利便性向上）</p> <p>◆ 課題解決のための施策・誘導方針の検討</p> <p>拠点のにぎわい増幅が重要 <集まる仕組み> ● 拠点へのにぎわい機能の強化 ・にぎわい・魅力の創出 ・子育て世代等への魅力強化 ・多世代交流 など</p> <p>拠点利用を高める公共交通網の強化が重要 <歩く仕組み> ● 拠点へのバスのアクセス性の向上と、高齢者を中心に「歩く」外出機会の増幅 ● 拠点内の歩行環境の充実</p> <p>医療環境の効率化が重要 <防ぐ仕組み> ● 拠点を中心とする医療環境の充実 ● 予防型医療環境の充実 ・生活習慣病の重症化の予防 ・介護予防の推進 など</p> <p>拠点のにぎわい強化とまちなか居住誘導による都市の魅力、利便性、効率性を増幅</p> <p>○若者・子育て世代の増加 ○様々な生涯学習・創作・交流活動等による市民満足度の向上と、関連経済活動の活性化 ○公共交通の利用促進 ○歩く機会の増大による、拠点内の回遊・滞留の強化、及び歩行促進による健康増進 ○重症化の予防や健康増進による、社会保障費等の適正化 ○健康寿命の増進による、市民のQOLの向上</p> <p>健康で快適な生活環境を確保し、持続可能な都市づくり（計画策定の目的）</p> <p>図 4.4 課題解決までのストーリー</p>	<p>6.課題解決までのストーリー (中略)</p> <p>◆ 都市が抱える課題の分析</p> <p>若者・子育て世代の転出抑制に向けた住環境の維持・向上 増加する社会保障費の抑制と健康づくりの推進 既存市街地拠点の生活サービス機能の維持・増進 J R野洲駅への公共交通利便性の向上 広域的な基幹交通インフラの整備 災害等に対する安全性の確保</p> <p>◆ 計画の基本理念 “つながり”を軸とした 住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり ～拠点周辺の高い利便性を活かした、にぎわい増幅のまちづくり～</p> <p>◆ 目指すべき都市の骨格構造</p> <p>中心拠点：J R野洲駅周辺地域（南部市街地拠点） 地域拠点：北部合同庁舎周辺地域（北部市街地拠点） 地域拠点：総合体育館周辺地域（中央市街地拠点） 広域連携軸、都市間連携軸、交流連携軸：周辺市町との連絡、地域内を結ぶ骨格の強化（拠点間及び居住地を結ぶ公共交通の利便性向上）</p> <p>◆ 課題解決のための施策・誘導方針の検討</p> <p>拠点のにぎわい増幅が重要 <集まる仕組み> ● 拠点へのにぎわい機能の強化 ・にぎわい・魅力の創出 ・子育て世代等への魅力強化 ・多世代交流 など</p> <p>拠点利用を高める公共交通網の強化が重要 <歩く仕組み> ● 周辺から拠点・拠点間の公共交通によるアクセス性の向上と、高齢者を中心に「歩く」外出機会の増幅 ● 拠点内の歩行環境の充実</p> <p>医療環境の効率化が重要 <防ぐ仕組み> ● 拠点を中心とする医療環境の充実 ● 予防型医療環境の充実 ・生活習慣病の重症化の予防 ・介護予防の推進 など</p> <p>拠点のにぎわい強化とまちなか居住誘導による都市の魅力、利便性、効率性を増幅</p> <p>○若者・子育て世代の増加 ○様々な生涯学習・創作・交流活動等による市民満足度の向上と、関連経済活動の活性化 ○公共交通の利用促進 ○歩く機会の増大による、拠点内の回遊・滞留の強化、及び歩行促進による健康増進 ○重症化の予防や健康増進による、社会保障費等の適正化 ○健康寿命の増進による、市民のQOLの向上</p> <p>健康で快適な生活環境を確保し、持続可能な都市づくり（計画策定の目的）</p> <p>図 4.4 課題解決までのストーリー</p>	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p>

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針																																																												
<p>【69 ページ】 第5章. 都市機能誘導区域 2. 都市機能誘導区域の設定 1) 都市機能誘導区域設定における基本的な考え方</p> <p>【75 ページ】 第5章. 都市機能誘導区域 3. 誘導施設の設定 3) 誘導施設の設定 (3) 誘導施設</p>	<p>第5章. 都市機能誘導区域</p> <p>(中略)</p> <p>2. 都市機能誘導区域の設定</p> <p>1) 都市機能誘導区域設定における基本的な考え方</p> <p>野洲市では、都市計画運用指針に記載されている「鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域」という区域設定の考え方に基づき、中心拠点（JR野洲駅周辺）及び地域拠点（北部合同庁舎周辺）において、以下の期待される役割を踏まえ、都市機能誘導区域の設定を行います。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 誘導施設の設定</p> <p>(中略)</p> <p>3) 誘導施設の設定</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 誘導施設</p> <p>誘導施設は、以下のように設定します。</p> <p style="text-align: center;">表 5.5 誘導施設</p> <table border="1" data-bbox="492 1535 1433 1919"> <thead> <tr> <th colspan="2">都市機能分類</th> <th>中心拠点</th> <th>地域拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療機能</td> <td>病院</td> <td>●</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>行政機能</td> <td>行政施設</td> <td>○ (野洲市役所)</td> <td>○ (北部合同庁舎)</td> </tr> <tr> <td>子育て機能</td> <td>子育て支援施設</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育文化機能</td> <td>文化施設（文化ホール）</td> <td>●</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>図書館（分館等を含む）</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>商業機能</td> <td>大規模小売店舗</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>●：魅力創出施設、○：都市機能維持施設、—：該当しない項目</p>	都市機能分類		中心拠点	地域拠点	医療機能	病院	●	—	診療所	○	○	行政機能	行政施設	○ (野洲市役所)	○ (北部合同庁舎)	子育て機能	子育て支援施設	●	●	教育文化機能	文化施設（文化ホール）	●	—	図書館（分館等を含む）	●	●	商業機能	大規模小売店舗	●	●	<p>第5章. 都市機能誘導区域</p> <p>(中略)</p> <p>2. 都市機能誘導区域の設定</p> <p>1) 都市機能誘導区域設定における基本的な考え方</p> <p>野洲市では、都市計画運用指針に記載されている「鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域」という区域設定の考え方に基づき、中心拠点（JR野洲駅周辺）及び地域拠点（北部合同庁舎周辺）において、以下の期待される役割を踏まえ、都市機能誘導区域の設定を行います。<u>また、都市機能誘導区域は都市再生特別措置法に基づき市街化区域内で設定します。</u></p> <p><u>なお、地域拠点（総合体育館周辺）については、中心的な施設となる野洲市総合体育館や整備を進めている市立病院の立地が市街化調整区域であることを踏まえ、都市機能誘導区域は設定しませんが、当該地区の都市機能の誘導等に関する今後の方針については、第7章にて整理します。</u></p> <p>(中略)</p> <p>3. 誘導施設の設定</p> <p>(中略)</p> <p>3) 誘導施設の設定</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 誘導施設</p> <p>誘導施設は、以下のように設定します。</p> <p style="text-align: center;">表 5.5 誘導施設</p> <table border="1" data-bbox="1486 1535 2427 1919"> <thead> <tr> <th colspan="2">都市機能分類</th> <th>中心拠点</th> <th>地域拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療機能</td> <td>病院</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>行政機能</td> <td>行政施設</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>子育て機能</td> <td>子育て支援施設</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育文化機能</td> <td>文化施設（文化ホール）</td> <td>●</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>図書館（分館等を含む）</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>商業機能</td> <td>大規模小売店舗</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>●：魅力創出施設、○：都市機能維持施設、—：該当しない項目</p>	都市機能分類		中心拠点	地域拠点	医療機能	病院	●	●	診療所	○	○	行政機能	行政施設	○	—	子育て機能	子育て支援施設	●	●	教育文化機能	文化施設（文化ホール）	●	—	図書館（分館等を含む）	●	●	商業機能	大規模小売店舗	●	●	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の取り扱いに関して追記。</p> <p>地域拠点（総合体育館周辺）については、「第7章. 総合体育館周辺に関する方針」で整理。</p>
都市機能分類		中心拠点	地域拠点																																																												
医療機能	病院	●	—																																																												
	診療所	○	○																																																												
行政機能	行政施設	○ (野洲市役所)	○ (北部合同庁舎)																																																												
子育て機能	子育て支援施設	●	●																																																												
教育文化機能	文化施設（文化ホール）	●	—																																																												
	図書館（分館等を含む）	●	●																																																												
商業機能	大規模小売店舗	●	●																																																												
都市機能分類		中心拠点	地域拠点																																																												
医療機能	病院	●	●																																																												
	診療所	○	○																																																												
行政機能	行政施設	○	—																																																												
子育て機能	子育て支援施設	●	●																																																												
教育文化機能	文化施設（文化ホール）	●	—																																																												
	図書館（分館等を含む）	●	●																																																												
商業機能	大規模小売店舗	●	●																																																												

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針																												
	<p style="text-align: center;">表 5.6 誘導施設の定義</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">都市機能分類</th> <th style="width: 15%;">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療機能</td> <td>病院 ● 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設</td> </tr> <tr> <td>診療所 ● 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設</td> </tr> <tr> <td>行政機能</td> <td>行政施設 ● 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設 ● 地方自治法第155条第1項に規定される「支所又は出張所」のうち、野洲市市民サービスセンター条例第2条で規定される施設</td> </tr> <tr> <td>子育て機能</td> <td>子育て支援施設 ● 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 ● 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育文化機能</td> <td>文化施設（文化ホール） ● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設</td> </tr> <tr> <td>図書館（分館等を含む） ● 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設</td> </tr> <tr> <td>商業機能</td> <td>大規模小売店舗 ● 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）で、生鮮食品及び日用品を取扱う施設</td> </tr> </tbody> </table>	都市機能分類	定義	医療機能	病院 ● 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設	診療所 ● 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設	行政機能	行政施設 ● 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設 ● 地方自治法第155条第1項に規定される「支所又は出張所」のうち、野洲市市民サービスセンター条例第2条で規定される施設	子育て機能	子育て支援施設 ● 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 ● 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設	教育文化機能	文化施設（文化ホール） ● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設	図書館（分館等を含む） ● 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設	商業機能	大規模小売店舗 ● 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）で、生鮮食品及び日用品を取扱う施設	<p style="text-align: center;">表 5.6 誘導施設の定義</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">都市機能分類</th> <th style="width: 15%;">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療機能</td> <td>病院 ● 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設</td> </tr> <tr> <td>診療所 ● 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設</td> </tr> <tr> <td>行政機能</td> <td>行政施設 ● 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設</td> </tr> <tr> <td>子育て機能</td> <td>子育て支援施設 ● 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 ● 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育文化機能</td> <td>文化施設（文化ホール） ● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設</td> </tr> <tr> <td>図書館（分館等を含む） ● 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設</td> </tr> <tr> <td>商業機能</td> <td>大規模小売店舗 ● 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）で、生鮮食品及び日用品を取扱う施設</td> </tr> </tbody> </table>	都市機能分類	定義	医療機能	病院 ● 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設	診療所 ● 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設	行政機能	行政施設 ● 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設	子育て機能	子育て支援施設 ● 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 ● 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設	教育文化機能	文化施設（文化ホール） ● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設	図書館（分館等を含む） ● 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設	商業機能	大規模小売店舗 ● 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）で、生鮮食品及び日用品を取扱う施設	<p>野洲市市民サービスセンターは、令和5年3月に廃止されたことから削除。</p>
都市機能分類	定義																														
医療機能	病院 ● 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設																														
	診療所 ● 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設																														
行政機能	行政施設 ● 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設 ● 地方自治法第155条第1項に規定される「支所又は出張所」のうち、野洲市市民サービスセンター条例第2条で規定される施設																														
子育て機能	子育て支援施設 ● 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 ● 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設																														
教育文化機能	文化施設（文化ホール） ● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設																														
	図書館（分館等を含む） ● 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設																														
商業機能	大規模小売店舗 ● 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）で、生鮮食品及び日用品を取扱う施設																														
都市機能分類	定義																														
医療機能	病院 ● 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設																														
	診療所 ● 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設																														
行政機能	行政施設 ● 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設																														
子育て機能	子育て支援施設 ● 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 ● 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設																														
教育文化機能	文化施設（文化ホール） ● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設																														
	図書館（分館等を含む） ● 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設																														
商業機能	大規模小売店舗 ● 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）で、生鮮食品及び日用品を取扱う施設																														
<p>【78ページ】 第6章. 居住誘導区域 2. 居住誘導区域の設定 1) 居住誘導区域設定における基本的な考え方</p>	<p>第6章. 居住誘導区域 (中略) 2. 居住誘導区域の設定 1) 居住誘導区域設定における基本的な考え方 野洲市では、都市計画運用指針に記載されている「都市機能や居住が一定程度集積している区域」や「都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域」という区域設定の考え方に基づき、以下の期待される役割も踏まえ、居住誘導区域の設定を行います。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(中略)</p>	<p>第6章. 居住誘導区域 (中略) 2. 居住誘導区域の設定 1) 居住誘導区域設定における基本的な考え方 野洲市では、都市計画運用指針に記載されている「都市機能や居住が一定程度集積している区域」や「都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域」という区域設定の考え方に基づき、以下の期待される役割も踏まえ、居住誘導区域の設定を行います。<u>また、居住誘導区域は都市再生特別措置法に基づき市街化区域内で設定します。</u> <u>なお、地域拠点（総合体育館周辺）の市街化調整区域部分の居住誘導の考え方については、第7章にて整理します。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>地域拠点（総合体育館周辺）の取り扱いに関して追記。</p>																												

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針																												
<p>【81 ページ】 第6章. 居住誘導区域 2. 居住誘導区域の設定 4) 居住誘導区域に定め ない区域の確認</p>	<p>4) 居住誘導区域に定め ない区域の確認 下記の各項目について野 洲市における現状を把握 した上で、居住誘導区域 に定め ない区域の確認を行います。</p> <p>表 6.1 居住誘導区域に 定め ない区域の確認項目</p> <table border="1" data-bbox="486 520 1439 747"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住誘導区域に定め ない区域の確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	居住誘導区域に定め ない区域の確認項目		・都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」		・都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」		・都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」		・都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」		<p>4) 居住誘導区域に定め ない区域の確認 下記の各項目について野 洲市における現状を把握 した上で、居住誘導区域 に定め ない区域の確認を行います。</p> <p>表 6.1 居住誘導区域に 定め ない区域の確認項目</p> <table border="1" data-bbox="1475 520 2427 747"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住誘導区域に定め ない区域の確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	居住誘導区域に定め ない区域の確認項目		・都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」		・都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」		・都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」		・都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」										
居住誘導区域に定め ない区域の確認項目																															
・都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」																															
・都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」																															
・都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」																															
・都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」																															
居住誘導区域に定め ない区域の確認項目																															
・都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」																															
・都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」																															
・都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」																															
・都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」																															
<p>【81 ページ】 第6章. 居住誘導区域 2. 居住誘導区域の設定 4) 居住誘導区域に定め ない区域の確認 (1) 都市再生法、同法施行令 により、「居住誘導区域に 設定できない区域」</p>	<p>(1) 都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」</p> <table border="1" data-bbox="486 827 1439 1241"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>● 指定あり →区域から除外</td> </tr> <tr> <td>災害危険区域（建築基準法） （建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td>農用地区域（農振法）、農地・牧草地（農地法）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td>特別地域（自然公園法）、保全林（森林法）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	野洲市における状況及び対応方針	市街化調整区域	● 指定あり →区域から除外	災害危険区域（建築基準法） （建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る）	● 市街化区域内に指定なし	農用地区域（農振法）、農地・牧草地（農地法）	● 市街化区域内に指定なし	特別地域（自然公園法）、保全林（森林法）	● 市街化区域内に指定なし	<p>(1) 都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」</p> <table border="1" data-bbox="1475 827 2427 1482"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ア.</u> 市街化調整区域（都市計画法）</td> <td>● 指定あり →区域から除外</td> </tr> <tr> <td><u>イ.</u> 災害危険区域（建築基準法） （建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td><u>ウ.</u> 農用地区域（農振法）、農地・牧草地（農地法）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td><u>エ.</u> 特別地域（自然公園法）、保全林（森林法） 等</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td><u>オ.</u> 地すべり防止区域（地すべり防止法）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td><u>カ.</u> 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td><u>キ.</u> 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td><u>ク.</u> 浸水被害防止区域 （特定都市河川浸水被害対策法）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	野洲市における状況及び対応方針	<u>ア.</u> 市街化調整区域（都市計画法）	● 指定あり →区域から除外	<u>イ.</u> 災害危険区域（建築基準法） （建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る）	● 市街化区域内に指定なし	<u>ウ.</u> 農用地区域（農振法）、農地・牧草地（農地法）	● 市街化区域内に指定なし	<u>エ.</u> 特別地域（自然公園法）、保全林（森林法） 等	● 市街化区域内に指定なし	<u>オ.</u> 地すべり防止区域（地すべり防止法）	● 市街化区域内に指定なし	<u>カ.</u> 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）	● 市街化区域内に指定なし	<u>キ.</u> 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）	● 市街化区域内に指定なし	<u>ク.</u> 浸水被害防止区域 （特定都市河川浸水被害対策法）	● 市街化区域内に指定なし	<p>立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法の改正等を踏まえ、記載内容を修正</p>
対象区域	野洲市における状況及び対応方針																														
市街化調整区域	● 指定あり →区域から除外																														
災害危険区域（建築基準法） （建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る）	● 市街化区域内に指定なし																														
農用地区域（農振法）、農地・牧草地（農地法）	● 市街化区域内に指定なし																														
特別地域（自然公園法）、保全林（森林法）	● 市街化区域内に指定なし																														
対象区域	野洲市における状況及び対応方針																														
<u>ア.</u> 市街化調整区域（都市計画法）	● 指定あり →区域から除外																														
<u>イ.</u> 災害危険区域（建築基準法） （建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る）	● 市街化区域内に指定なし																														
<u>ウ.</u> 農用地区域（農振法）、農地・牧草地（農地法）	● 市街化区域内に指定なし																														
<u>エ.</u> 特別地域（自然公園法）、保全林（森林法） 等	● 市街化区域内に指定なし																														
<u>オ.</u> 地すべり防止区域（地すべり防止法）	● 市街化区域内に指定なし																														
<u>カ.</u> 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）	● 市街化区域内に指定なし																														
<u>キ.</u> 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）	● 市街化区域内に指定なし																														
<u>ク.</u> 浸水被害防止区域 （特定都市河川浸水被害対策法）	● 市街化区域内に指定なし																														
<p>【81 ページ】 第6章. 居住誘導区域 2. 居住誘導区域の設定 4) 居住誘導区域に定め ない区域の確認 (2) 都市計画運用指針によ り、「原則として居住誘導 区域に設定できない区域」</p>	<p>(2) 都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」</p> <table border="1" data-bbox="486 1562 1439 1877"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td>災害危険区域 （住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	野洲市における状況及び対応方針	土砂災害特別警戒区域	● 市街化区域内に指定なし	災害危険区域 （住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）	● 市街化区域内に指定なし	急傾斜地崩壊危険区域	● 市街化区域内に指定なし	<p>(2) 都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」</p> <table border="1" data-bbox="1475 1562 2427 1797"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ア.</u> 津波災害特別警戒区域 （津波防災地域づくりに関する法律）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td><u>イ.</u> 災害危険区域（建築基準法） （住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	野洲市における状況及び対応方針	<u>ア.</u> 津波災害特別警戒区域 （津波防災地域づくりに関する法律）	● 市街化区域内に指定なし	<u>イ.</u> 災害危険区域（建築基準法） （住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）	● 市街化区域内に指定なし	<p>立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法の改正等を踏まえ、記載内容を修正</p>														
対象区域	野洲市における状況及び対応方針																														
土砂災害特別警戒区域	● 市街化区域内に指定なし																														
災害危険区域 （住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）	● 市街化区域内に指定なし																														
急傾斜地崩壊危険区域	● 市街化区域内に指定なし																														
対象区域	野洲市における状況及び対応方針																														
<u>ア.</u> 津波災害特別警戒区域 （津波防災地域づくりに関する法律）	● 市街化区域内に指定なし																														
<u>イ.</u> 災害危険区域（建築基準法） （住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）	● 市街化区域内に指定なし																														

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針								
<p>【82 ページ】 第6章. 居住誘導区域 2. 居住誘導区域の設定 4) 居住誘導区域に定めない区域の確認 (3)都市計画運用指針により、「適当でない」と判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」</p>	(3)都市計画運用指針により、「適当でない」と判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」	(3)都市計画運用指針により、「適当でない」と判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」	<p>立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法の改正等を踏まえ、記載内容を修正</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="471 323 715 359">対象区域</th> <th data-bbox="715 323 1448 359">野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="471 359 715 478">土砂災害警戒区域</td> <td data-bbox="715 359 1448 478"> <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、土砂災害警戒区域と重なる部分がある。(44 ページ参照) →区域から原則除外 ※防災対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない </td> </tr> </tbody> </table>	対象区域		野洲市における状況及び対応方針	土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、土砂災害警戒区域と重なる部分がある。(44 ページ参照) →区域から原則除外 ※防災対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1466 323 1724 359">対象区域</th> <th data-bbox="1724 323 2442 359">野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1466 359 1724 478">ア. 土砂災害警戒区域 (土砂災害防止法)</td> <td data-bbox="1724 359 2442 478"> <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、土砂災害警戒区域と重なる部分がある。(47 ページ参照) →区域から原則除外 ※防災対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない </td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	野洲市における状況及び対応方針	ア. 土砂災害警戒区域 (土砂災害防止法)	<ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、土砂災害警戒区域と重なる部分がある。(47 ページ参照) →区域から原則除外 ※防災対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない
	対象区域	野洲市における状況及び対応方針									
	土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、土砂災害警戒区域と重なる部分がある。(44 ページ参照) →区域から原則除外 ※防災対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない 									
対象区域	野洲市における状況及び対応方針										
ア. 土砂災害警戒区域 (土砂災害防止法)	<ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、土砂災害警戒区域と重なる部分がある。(47 ページ参照) →区域から原則除外 ※防災対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない 										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="471 491 715 527">対象区域</th> <th data-bbox="715 491 1448 527">野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="471 527 715 829">浸水想定区域 (滋賀県地先の安全度マップ 1/10 確率)</td> <td data-bbox="715 527 1448 829"> <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、浸水想定 50cm 以上となっている。(44 ページ参照) →区域から原則除外 ※浸水対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない →浸水想定 50cm 以上となっている市街化区域では、既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む </td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	野洲市における状況及び対応方針	浸水想定区域 (滋賀県地先の安全度マップ 1/10 確率)	<ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、浸水想定 50cm 以上となっている。(44 ページ参照) →区域から原則除外 ※浸水対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない →浸水想定 50cm 以上となっている市街化区域では、既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1466 491 1724 527">対象区域</th> <th data-bbox="1724 491 2442 527">野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1466 527 1724 829">イ. 津波災害警戒区域 (津波防災地域づくりに関する法律)</td> <td data-bbox="1724 527 2442 829"> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内に指定なし </td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	野洲市における状況及び対応方針	イ. 津波災害警戒区域 (津波防災地域づくりに関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内に指定なし 		
対象区域	野洲市における状況及び対応方針										
浸水想定区域 (滋賀県地先の安全度マップ 1/10 確率)	<ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、浸水想定 50cm 以上となっている。(44 ページ参照) →区域から原則除外 ※浸水対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない →浸水想定 50cm 以上となっている市街化区域では、既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む 										
対象区域	野洲市における状況及び対応方針										
イ. 津波災害警戒区域 (津波防災地域づくりに関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内に指定なし 										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1466 835 1724 892">対象区域</th> <th data-bbox="1724 835 2442 892">野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1466 892 1724 1073">ウ. 浸水想定区域 (水防法) (滋賀県地先の安全度マップ 1/10 確率)</td> <td data-bbox="1724 892 2442 1073"> <p>【水防法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域の広範囲に、浸水深 1.0m～2.0 未満の区域が広がる。(46 ページ参照) →既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む (防災対策等は防災指針参照) <p>【滋賀県地先の安全度マップ 1/10 確率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、浸水想定 50cm 以上となっている。(46 ページ参照) →既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む (防災対策等は防災指針参照) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1073 1724 1199">エ. その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域</td> <td data-bbox="1724 1073 2442 1199"> <ul style="list-style-type: none"> 主に土砂災害危険箇所等が該当するが、前述の類似区域において居住誘導区域からの除外を判断しているため、考慮しない </td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	野洲市における状況及び対応方針	ウ. 浸水想定区域 (水防法) (滋賀県地先の安全度マップ 1/10 確率)	<p>【水防法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域の広範囲に、浸水深 1.0m～2.0 未満の区域が広がる。(46 ページ参照) →既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む (防災対策等は防災指針参照) <p>【滋賀県地先の安全度マップ 1/10 確率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、浸水想定 50cm 以上となっている。(46 ページ参照) →既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む (防災対策等は防災指針参照) 	エ. その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	<ul style="list-style-type: none"> 主に土砂災害危険箇所等が該当するが、前述の類似区域において居住誘導区域からの除外を判断しているため、考慮しない 				
対象区域	野洲市における状況及び対応方針										
ウ. 浸水想定区域 (水防法) (滋賀県地先の安全度マップ 1/10 確率)	<p>【水防法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域の広範囲に、浸水深 1.0m～2.0 未満の区域が広がる。(46 ページ参照) →既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む (防災対策等は防災指針参照) <p>【滋賀県地先の安全度マップ 1/10 確率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、浸水想定 50cm 以上となっている。(46 ページ参照) →既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む (防災対策等は防災指針参照) 										
エ. その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	<ul style="list-style-type: none"> 主に土砂災害危険箇所等が該当するが、前述の類似区域において居住誘導区域からの除外を判断しているため、考慮しない 										

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針																		
<p>【83 ページ】 第6章. 居住誘導区域 2. 居住誘導区域の設定 4) 居住誘導区域に定め ない区域の確認 (4)都市計画運用指針 により、「慎重に判断を 行うことが望ましい区 域」</p>	<p>(4)都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途地域のうち工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域、工業地域、準工業地域がある。 →工業専用地域については、現在工業系用途として特化しているエリアは、将来にわたり工業系用途として特化すると設定されるため、区域から除外 →工業地域、準工業地域については、住居系以外の用途（J R敷地及び事業所利用）に特化しているエリアは、将来にわたり住居系以外の用途として特化すると設定されるため、区域から除外 </td> </tr> <tr> <td>特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大篠原地区地区計画の一部、三上小中小路工業団地地区計画、「小篠原台」地区計画の一部、三上妙光寺地区計画では専用住宅の開発が制限されている。 →今後も住宅の開発が制限されると設定されるため、区域から除外 </td> </tr> <tr> <td>過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空き地等が散在している区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内は、住宅等がすでに集積しており、目立った空き地等は存在しない。 →除外対象はなし </td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	対象区域	野洲市における状況及び対応方針	用途地域のうち工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	<ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域、工業地域、準工業地域がある。 →工業専用地域については、現在工業系用途として特化しているエリアは、将来にわたり工業系用途として特化すると設定されるため、区域から除外 →工業地域、準工業地域については、住居系以外の用途（J R敷地及び事業所利用）に特化しているエリアは、将来にわたり住居系以外の用途として特化すると設定されるため、区域から除外 	特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	<ul style="list-style-type: none"> 大篠原地区地区計画の一部、三上小中小路工業団地地区計画、「小篠原台」地区計画の一部、三上妙光寺地区計画では専用住宅の開発が制限されている。 →今後も住宅の開発が制限されると設定されるため、区域から除外 	過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空き地等が散在している区域	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内は、住宅等がすでに集積しており、目立った空き地等は存在しない。 →除外対象はなし 	<p>(4)都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ア.</u> 用途地域のうち工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域、工業地域、準工業地域がある。 →工業専用地域については、現在工業系用途として特化しているエリアは、将来にわたり工業系用途として特化すると設定されるため、区域から除外 →工業地域、準工業地域については、住居系以外の用途（J R敷地及び事業所利用）に特化しているエリアは、将来にわたり住居系以外の用途として特化すると設定されるため、区域から除外 </td> </tr> <tr> <td><u>イ.</u> 特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大篠原地区地区計画の一部、三上小中小路工業団地地区計画、「小篠原台」地区計画の一部、三上妙光寺地区計画では専用住宅の開発が制限されている。 →今後も住宅の開発が制限されると設定されるため、区域から除外 </td> </tr> <tr> <td><u>ウ.</u> 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空き地等が散在している区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内は、住宅等がすでに集積しており、目立った空き地等は存在しない。 →除外対象はなし </td> </tr> <tr> <td><u>エ.</u> 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではない区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 該当する空地等は存在しない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	対象区域	野洲市における状況及び対応方針	<u>ア.</u> 用途地域のうち工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	<ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域、工業地域、準工業地域がある。 →工業専用地域については、現在工業系用途として特化しているエリアは、将来にわたり工業系用途として特化すると設定されるため、区域から除外 →工業地域、準工業地域については、住居系以外の用途（J R敷地及び事業所利用）に特化しているエリアは、将来にわたり住居系以外の用途として特化すると設定されるため、区域から除外 	<u>イ.</u> 特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	<ul style="list-style-type: none"> 大篠原地区地区計画の一部、三上小中小路工業団地地区計画、「小篠原台」地区計画の一部、三上妙光寺地区計画では専用住宅の開発が制限されている。 →今後も住宅の開発が制限されると設定されるため、区域から除外 	<u>ウ.</u> 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空き地等が散在している区域	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内は、住宅等がすでに集積しており、目立った空き地等は存在しない。 →除外対象はなし 	<u>エ.</u> 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではない区域	<ul style="list-style-type: none"> 該当する空地等は存在しない。 	<p>立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法の改正等を踏まえ、記載内容を修正</p>
	対象区域	野洲市における状況及び対応方針																			
用途地域のうち工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	<ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域、工業地域、準工業地域がある。 →工業専用地域については、現在工業系用途として特化しているエリアは、将来にわたり工業系用途として特化すると設定されるため、区域から除外 →工業地域、準工業地域については、住居系以外の用途（J R敷地及び事業所利用）に特化しているエリアは、将来にわたり住居系以外の用途として特化すると設定されるため、区域から除外 																				
特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	<ul style="list-style-type: none"> 大篠原地区地区計画の一部、三上小中小路工業団地地区計画、「小篠原台」地区計画の一部、三上妙光寺地区計画では専用住宅の開発が制限されている。 →今後も住宅の開発が制限されると設定されるため、区域から除外 																				
過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空き地等が散在している区域	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内は、住宅等がすでに集積しており、目立った空き地等は存在しない。 →除外対象はなし 																				
対象区域	野洲市における状況及び対応方針																				
<u>ア.</u> 用途地域のうち工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	<ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域、工業地域、準工業地域がある。 →工業専用地域については、現在工業系用途として特化しているエリアは、将来にわたり工業系用途として特化すると設定されるため、区域から除外 →工業地域、準工業地域については、住居系以外の用途（J R敷地及び事業所利用）に特化しているエリアは、将来にわたり住居系以外の用途として特化すると設定されるため、区域から除外 																				
<u>イ.</u> 特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	<ul style="list-style-type: none"> 大篠原地区地区計画の一部、三上小中小路工業団地地区計画、「小篠原台」地区計画の一部、三上妙光寺地区計画では専用住宅の開発が制限されている。 →今後も住宅の開発が制限されると設定されるため、区域から除外 																				
<u>ウ.</u> 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空き地等が散在している区域	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内は、住宅等がすでに集積しており、目立った空き地等は存在しない。 →除外対象はなし 																				
<u>エ.</u> 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではない区域	<ul style="list-style-type: none"> 該当する空地等は存在しない。 																				

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【87～89 ページ】 第7章. 総合体育館周辺に関する方針</p> <p>【91～113 ページ】 第8章. 防災指針</p>		<p><u>第7章. 総合体育館周辺に関する方針</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>新規に章を追加。計画（案）本紙参照。</p> </div> <p><u>第8章. 防災指針</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>新規に章を追加。計画（案）本紙参照。</p> </div>	

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針																														
<p>【115 ページ】 第 7 章. 誘導施策 1. 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策について</p> <p>表 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策の方向性</p>	<p>第 7 章. 誘導施策 1. 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策について (中略)</p> <p>表 7.1 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策の方向性</p> <table border="1" data-bbox="477 535 1448 1165"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策</td> <td>● 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備</td> </tr> <tr> <td>● 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策</td> <td>● 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 ● 居住誘導区域内へのまちなか居住の誘導 ● 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 ● まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり</td> </tr> <tr> <td>● 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策</td> <td>● 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 ● 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実</td> </tr> <tr> <td>● その他、防災対策等に係る施策</td> <td>● 防災対策の推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策</p> <p>表 7.2 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策</p> <table border="1" data-bbox="477 1291 1448 1911"> <thead> <tr> <th>取組みの方向性</th> <th>具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導</td> <td>● 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 □ ・病院や診療所の都市機能誘導区域内への立地誘導 ● 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 □ ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 □ ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 など</td> </tr> <tr> <td>中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備</td> <td>● 野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援事業）を活用して、誘導施設の整備を図る。 □ ・中心拠点誘導施設：野洲市民病院（市内総合医療機能と患者サポートセンターの設置、都市機能誘導区域内への診療所の誘導による病診連携強化とかかりつけ医の推進、生活習慣病の重症化や介護予防に向けた取組みの推進 など） ○ 民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 □ ・都市機能立地支援事業等の活用 □ ・市による独自支援の検討（固定資産税等の減免、借入金利子補給、公有地賃借料減免 など）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p>	施策の方向性		● 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策	● 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備	● 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策	● 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 ● 居住誘導区域内へのまちなか居住の誘導 ● 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 ● まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり	● 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策	● 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 ● 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実	● その他、防災対策等に係る施策	● 防災対策の推進	取組みの方向性	具体的な施策	都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導	● 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 □ ・病院や診療所の都市機能誘導区域内への立地誘導 ● 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 □ ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 □ ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 など	中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備	● 野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援事業）を活用して、誘導施設の整備を図る。 □ ・中心拠点誘導施設：野洲市民病院（市内総合医療機能と患者サポートセンターの設置、都市機能誘導区域内への診療所の誘導による病診連携強化とかかりつけ医の推進、生活習慣病の重症化や介護予防に向けた取組みの推進 など） ○ 民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 □ ・都市機能立地支援事業等の活用 □ ・市による独自支援の検討（固定資産税等の減免、借入金利子補給、公有地賃借料減免 など）	<p>第 9 章. 誘導施策 1. 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策について (中略)</p> <p>表 9.1 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策の方向性</p> <table border="1" data-bbox="1466 535 2436 1123"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策</td> <td>● 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備</td> </tr> <tr> <td>● 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策</td> <td>● 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 ● 居住誘導区域内へのまちなか居住の誘導 ● 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 ● まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり</td> </tr> <tr> <td>● 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策</td> <td>● 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 ● 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策</p> <p>表 9.2 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策</p> <table border="1" data-bbox="1466 1291 2436 1911"> <thead> <tr> <th>取組みの方向性</th> <th>具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導</td> <td>● 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 □ ・病院や診療所の都市機能誘導区域内への立地誘導 ● 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 □ ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 □ ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 など</td> </tr> <tr> <td>中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備</td> <td>● 総合体育館周辺において、野洲市民病院の整備を進める。 □ ・野洲市民病院整備基本構想・基本計画に基づき、本市の中核的医療機関としての役割を果たす病院整備 ○ 民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 □ ・都市構造再編集集中支援事業等の活用 □ ・市による独自支援の検討（固定資産税等の減免、借入金利子補給、公有地賃借料減免 など）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p>	施策の方向性		● 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策	● 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備	● 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策	● 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 ● 居住誘導区域内へのまちなか居住の誘導 ● 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 ● まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり	● 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策	● 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 ● 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実	取組みの方向性	具体的な施策	都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導	● 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 □ ・病院や診療所の都市機能誘導区域内への立地誘導 ● 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 □ ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 □ ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 など	中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備	● 総合体育館周辺において、野洲市民病院の整備を進める。 □ ・ 野洲市民病院整備基本構想・基本計画に基づき、本市の中核的医療機関としての役割を果たす病院整備 ○ 民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 □ ・ 都市構造再編集集中支援事業等の活用 □ ・市による独自支援の検討（固定資産税等の減免、借入金利子補給、公有地賃借料減免 など）	<p>防災対策等に関する施策は、新たに作成した防災指針（第 8 章）で記載</p> <p>野洲市民病院の整備方針の見直しに合わせて修正。</p> <p>野洲駅周辺地区の都市再生整備計画が当該事業に該当することから、活用例を実態に即して修正</p>
施策の方向性																																	
● 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策	● 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備																																
● 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策	● 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 ● 居住誘導区域内へのまちなか居住の誘導 ● 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 ● まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり																																
● 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策	● 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 ● 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実																																
● その他、防災対策等に係る施策	● 防災対策の推進																																
取組みの方向性	具体的な施策																																
都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導	● 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 □ ・病院や診療所の都市機能誘導区域内への立地誘導 ● 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 □ ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 □ ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 など																																
中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備	● 野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援事業）を活用して、誘導施設の整備を図る。 □ ・中心拠点誘導施設：野洲市民病院（市内総合医療機能と患者サポートセンターの設置、都市機能誘導区域内への診療所の誘導による病診連携強化とかかりつけ医の推進、生活習慣病の重症化や介護予防に向けた取組みの推進 など） ○ 民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 □ ・都市機能立地支援事業等の活用 □ ・市による独自支援の検討（固定資産税等の減免、借入金利子補給、公有地賃借料減免 など）																																
施策の方向性																																	
● 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策	● 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備																																
● 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策	● 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 ● 居住誘導区域内へのまちなか居住の誘導 ● 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 ● まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり																																
● 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策	● 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 ● 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実																																
取組みの方向性	具体的な施策																																
都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導	● 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 □ ・病院や診療所の都市機能誘導区域内への立地誘導 ● 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 □ ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 □ ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 など																																
中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備	● 総合体育館周辺において、野洲市民病院の整備を進める。 □ ・ 野洲市民病院整備基本構想・基本計画に基づき、本市の中核的医療機関としての役割を果たす病院整備 ○ 民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 □ ・ 都市構造再編集集中支援事業等の活用 □ ・市による独自支援の検討（固定資産税等の減免、借入金利子補給、公有地賃借料減免 など）																																
<p>【116 ページ】 第 7 章. 誘導施策 1. 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策について</p> <p>1) 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策</p>	<p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p>	<p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p>	<p>野洲市民病院の整備方針の見直しに合わせて修正。</p> <p>野洲駅周辺地区の都市再生整備計画が当該事業に該当することから、活用例を実態に即して修正</p>																														

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針																								
<p>【117ページ】 第7章 誘導施策 1. 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策について 2) 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策</p>	<p>2) 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策 表 7.3 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策</p> <table border="1" data-bbox="477 321 1448 1566"> <thead> <tr> <th>取組みの方向性</th> <th>具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗、文化施設・図書館、子育て支援施設の都市機能誘導区域内への立地誘導 ●都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 ・地区計画等の活用 など ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） </td> </tr> <tr> <td>中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援）を活用して、誘導施設の整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・関連事業：交流/商業施設（図書館分室、子育て支援施設、市民広場 など） （野洲駅周辺での健康増進イベントや地産のマルシェ等の開催、関連企業と連携した物販・サービス・起業支援など、高齢者等の外出機会の強化や多世代交流につながるような魅力あるにぎわい施設の誘導を図る） ●北部合同庁舎市民サービスセンター内に、市民活動支援・市民相談機能を新設し、にぎわいと安心の増幅を図る。 ○民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 </td> </tr> <tr> <td>居住誘導区域内のまちなか居住の誘導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 ●空き家等対策計画の策定と、居住誘導区域内で重点的に空き家活用の促進を図る。 ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） </td> </tr> <tr> <td>若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、若者・子育て層を中心とする定住の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> □・子育て世代の定住に対する家賃補助制度の導入検討 </td> </tr> <tr> <td>まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、高齢者向けの良質な民間住宅の供給の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> □・住替えを支援する仕組みづくりの検討 □・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 □・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃支援 など </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p>	取組みの方向性	具体的な施策	都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗、文化施設・図書館、子育て支援施設の都市機能誘導区域内への立地誘導 ●都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 ・地区計画等の活用 など ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） 	中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援）を活用して、誘導施設の整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・関連事業：交流/商業施設（図書館分室、子育て支援施設、市民広場 など） （野洲駅周辺での健康増進イベントや地産のマルシェ等の開催、関連企業と連携した物販・サービス・起業支援など、高齢者等の外出機会の強化や多世代交流につながるような魅力あるにぎわい施設の誘導を図る） ●北部合同庁舎市民サービスセンター内に、市民活動支援・市民相談機能を新設し、にぎわいと安心の増幅を図る。 ○民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 	居住誘導区域内のまちなか居住の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 ●空き家等対策計画の策定と、居住誘導区域内で重点的に空き家活用の促進を図る。 ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） 	若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、若者・子育て層を中心とする定住の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> □・子育て世代の定住に対する家賃補助制度の導入検討 	まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、高齢者向けの良質な民間住宅の供給の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> □・住替えを支援する仕組みづくりの検討 □・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 □・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃支援 など 	<p>2) 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策 表 9.3 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策</p> <table border="1" data-bbox="1466 321 2436 1566"> <thead> <tr> <th>取組みの方向性</th> <th>具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗、文化施設・図書館、子育て支援施設の都市機能誘導区域内への立地誘導 ●都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 ・地区計画等の活用 など ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） </td> </tr> <tr> <td>中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●野洲駅南口周辺においては、野洲駅南口周辺整備構想に基づき、多世代が多目的に利用できるにぎわい空間・施設の整備を官民連携の手法により進める。 <ul style="list-style-type: none"> □・都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援事業）を活用した誘導施設等の整備 （市民広場、交流施設、図書館分室、商業サービス、文化スポーツ施設、など） ●総合体育館周辺においては、人々の交流や健康づくりにつながる機能の誘導に向けて、市街化区域の設定を目指す。 ○民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 </td> </tr> <tr> <td>居住誘導区域内のまちなか居住の誘導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 ●空き家等対策計画の策定と、居住誘導区域内で重点的に空き家活用の促進を図る。 ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） </td> </tr> <tr> <td>若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、若者・子育て層を中心とする定住の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> □・結婚新生活支援事業の利用促進 </td> </tr> <tr> <td>まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、高齢者向けの良質な民間住宅の供給の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> □・住替えを支援する仕組みづくりの検討 □・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 □・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃支援 など </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p>	取組みの方向性	具体的な施策	都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗、文化施設・図書館、子育て支援施設の都市機能誘導区域内への立地誘導 ●都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 ・地区計画等の活用 など ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） 	中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●野洲駅南口周辺においては、野洲駅南口周辺整備構想に基づき、多世代が多目的に利用できるにぎわい空間・施設の整備を官民連携の手法により進める。 <ul style="list-style-type: none"> □・都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援事業）を活用した誘導施設等の整備 （市民広場、交流施設、図書館分室、商業サービス、文化スポーツ施設、など） ●総合体育館周辺においては、人々の交流や健康づくりにつながる機能の誘導に向けて、市街化区域の設定を目指す。 ○民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 	居住誘導区域内のまちなか居住の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 ●空き家等対策計画の策定と、居住誘導区域内で重点的に空き家活用の促進を図る。 ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） 	若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、若者・子育て層を中心とする定住の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> □・結婚新生活支援事業の利用促進 	まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、高齢者向けの良質な民間住宅の供給の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> □・住替えを支援する仕組みづくりの検討 □・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 □・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃支援 など 	<p>野洲市民病院の整備方針の見直しや、野洲駅南口周辺整備構想の進捗に合わせて修正</p> <p>令和5年度より新たな制度の運用が始まっているため修正</p>
	取組みの方向性	具体的な施策																									
	都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗、文化施設・図書館、子育て支援施設の都市機能誘導区域内への立地誘導 ●都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 ・地区計画等の活用 など ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） 																									
	中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援）を活用して、誘導施設の整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・関連事業：交流/商業施設（図書館分室、子育て支援施設、市民広場 など） （野洲駅周辺での健康増進イベントや地産のマルシェ等の開催、関連企業と連携した物販・サービス・起業支援など、高齢者等の外出機会の強化や多世代交流につながるような魅力あるにぎわい施設の誘導を図る） ●北部合同庁舎市民サービスセンター内に、市民活動支援・市民相談機能を新設し、にぎわいと安心の増幅を図る。 ○民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 																									
	居住誘導区域内のまちなか居住の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 ●空き家等対策計画の策定と、居住誘導区域内で重点的に空き家活用の促進を図る。 ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） 																									
	若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、若者・子育て層を中心とする定住の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> □・子育て世代の定住に対する家賃補助制度の導入検討 																									
まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、高齢者向けの良質な民間住宅の供給の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> □・住替えを支援する仕組みづくりの検討 □・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 □・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃支援 など 																										
取組みの方向性	具体的な施策																										
都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗、文化施設・図書館、子育て支援施設の都市機能誘導区域内への立地誘導 ●都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 ・地区計画等の活用 など ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） 																										
中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●野洲駅南口周辺においては、野洲駅南口周辺整備構想に基づき、多世代が多目的に利用できるにぎわい空間・施設の整備を官民連携の手法により進める。 <ul style="list-style-type: none"> □・都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援事業）を活用した誘導施設等の整備 （市民広場、交流施設、図書館分室、商業サービス、文化スポーツ施設、など） ●総合体育館周辺においては、人々の交流や健康づくりにつながる機能の誘導に向けて、市街化区域の設定を目指す。 ○民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 																										
居住誘導区域内のまちなか居住の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 ●空き家等対策計画の策定と、居住誘導区域内で重点的に空き家活用の促進を図る。 ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） 																										
若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、若者・子育て層を中心とする定住の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> □・結婚新生活支援事業の利用促進 																										
まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、高齢者向けの良質な民間住宅の供給の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> □・住替えを支援する仕組みづくりの検討 □・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 □・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃支援 など 																										

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針												
<p>【118 ページ】 第 7 章. 誘導施策 1. 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策について 3) 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策</p>	<p>3) 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策 表 7.4 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策</p> <table border="1" data-bbox="477 321 1448 1696"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 321 721 359">取組みの方向性</th> <th data-bbox="721 321 1448 359">具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 359 721 1136">中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実</td> <td data-bbox="721 359 1448 1136"> <p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通ネットワーク構想 _____ に基づく道路整備の推進を図る。 <p>【公共交通ネットワークの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスについて、民間事業者と連携し、利用促進に向けた取組みを行う。 ● 駅及び駅周辺のバリアフリー整備、バス車両・バス停等のバリアフリー化の促進を図る。 ○ 中心拠点（JR野洲駅周辺）と地域拠点（北部合同庁舎周辺）間の路線強化とともに、民間バスとコミュニティバスの連携・乗換拠点として官民連携による効率的な路線運営を構築し、まちなかと郊外をネットワーク化する。 <p>【公共交通の利用促進（モビリティマネジメントの促進）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスの位置情報アプリの運用により、利用者の利便性向上を図る。 ○ 公共交通の利用促進やモビリティマネジメントに関する取組みの活性化を検討する。 〔 公共交通の利用促進キャンペーン等の開催 ・ 交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージの創造（割引制度導入等のインセンティブ施策も含む） など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1136 721 1696">中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実</td> <td data-bbox="721 1136 1448 1696"> <p>【拠点地区内の歩行・回遊環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「滋賀県道路整備アクションプログラム」に基づく歩道整備の推進を図る。 ○ 中心拠点や地域拠点を中心に、周辺の公共施設や地域資源等を結ぶ健康散策ルートを位置づけ、地域資源等の魅力や散策ルート、歩行時間等を示したサインを主要な回遊ポイントに設置し、拠点周辺の歩行活動の促進を図る。 ● 野洲駅南口において、市民病院と駅・駅周辺集客施設を結ぶヘルスケアストリートを整備し、周辺の市民広場等を結ぶ魅力的な散策・歩行環境を整備することにより、歩きたくなる拠点地区のモデルとしていく。 <p>【歩行活動を促進するイベント等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サロン等の取組みと連携しつつ、集客施設利用や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p>	取組みの方向性	具体的な施策	中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実	<p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通ネットワーク構想 _____ に基づく道路整備の推進を図る。 <p>【公共交通ネットワークの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスについて、民間事業者と連携し、利用促進に向けた取組みを行う。 ● 駅及び駅周辺のバリアフリー整備、バス車両・バス停等のバリアフリー化の促進を図る。 ○ 中心拠点（JR野洲駅周辺）と地域拠点（北部合同庁舎周辺）間の路線強化とともに、民間バスとコミュニティバスの連携・乗換拠点として官民連携による効率的な路線運営を構築し、まちなかと郊外をネットワーク化する。 <p>【公共交通の利用促進（モビリティマネジメントの促進）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスの位置情報アプリの運用により、利用者の利便性向上を図る。 ○ 公共交通の利用促進やモビリティマネジメントに関する取組みの活性化を検討する。 〔 公共交通の利用促進キャンペーン等の開催 ・ 交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージの創造（割引制度導入等のインセンティブ施策も含む） など 	中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実	<p>【拠点地区内の歩行・回遊環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「滋賀県道路整備アクションプログラム」に基づく歩道整備の推進を図る。 ○ 中心拠点や地域拠点を中心に、周辺の公共施設や地域資源等を結ぶ健康散策ルートを位置づけ、地域資源等の魅力や散策ルート、歩行時間等を示したサインを主要な回遊ポイントに設置し、拠点周辺の歩行活動の促進を図る。 ● 野洲駅南口において、市民病院と駅・駅周辺集客施設を結ぶヘルスケアストリートを整備し、周辺の市民広場等を結ぶ魅力的な散策・歩行環境を整備することにより、歩きたくなる拠点地区のモデルとしていく。 <p>【歩行活動を促進するイベント等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サロン等の取組みと連携しつつ、集客施設利用や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進する。 	<p>3) 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策 表 9.4 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策</p> <table border="1" data-bbox="1466 321 2436 1696"> <thead> <tr> <th data-bbox="1466 321 1709 359">取組みの方向性</th> <th data-bbox="1709 321 2436 359">具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1466 359 1709 1136">中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実</td> <td data-bbox="1709 359 2436 1136"> <p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県で進める滋賀県道路整備アクションプログラムとともに、野洲市交通ネットワーク構想・野洲市道路整備計画に基づく道路整備の推進を図る。 <p>【公共交通ネットワークの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 野洲市地域公共交通計画に基づく公共交通ネットワーク整備の推進を図る。 〔 中心拠点（JR野洲駅周辺）と地域拠点（北部合同庁舎周辺、総合体育館周辺）間の路線強化、及び公共交通ネットワークの構築を検討する。 ・ 民間バスとコミュニティバスの連携・乗換拠点として官民連携による効率的な路線運営を構築し、まちなかと郊外のネットワークの維持を図る。 ・ コミュニティバスについて、民間事業者と連携し、利用促進に向けた取組みを行う。 ● 駅及び駅周辺のバリアフリー整備、バス車両・バス停等のバリアフリー化の促進を図る。 <p>【公共交通の利用促進（モビリティマネジメントの促進）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスの位置情報アプリの運用により、利用者の利便性向上を図る。 ○ 公共交通の利用促進やモビリティマネジメントに関する取組みの活性化を検討する。 〔 公共交通の利用促進キャンペーン等の開催 ・ 交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージの創造（割引制度導入等のインセンティブ施策も含む） など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1136 1709 1696">中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実</td> <td data-bbox="1709 1136 2436 1696"> <p>【拠点地域内の歩行・回遊環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県で進める滋賀県道路整備アクションプログラムとともに、野洲市道路整備計画に基づく歩道整備の推進を図る。 ○ 中心拠点や地域拠点を中心に、周辺の公共施設や地域資源等を結ぶ健康散策ルートを位置づけ、地域資源等の魅力や散策ルート、歩行時間等を示したサインを主要な回遊ポイントに設置し、拠点周辺の歩行活動の促進を図る。 ○ 総合体育館周辺において、豊かな自然環境を活かした交流施設整備の検討を進め、拠点地域内の回遊環境の創造を検討する。 ○ 野洲駅周辺において、野洲駅南口周辺整備構想に基づくにぎわいのある居心地の良い駅前空間の整備に合わせて、周辺地域からアクセスしやすい歩行環境整備を検討する。 <p>【歩行活動を促進するイベント等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サロン等の取組みと連携しつつ、集客施設利用や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p>	取組みの方向性	具体的な施策	中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実	<p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県で進める滋賀県道路整備アクションプログラムとともに、野洲市交通ネットワーク構想・野洲市道路整備計画に基づく道路整備の推進を図る。 <p>【公共交通ネットワークの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 野洲市地域公共交通計画に基づく公共交通ネットワーク整備の推進を図る。 〔 中心拠点（JR野洲駅周辺）と地域拠点（北部合同庁舎周辺、総合体育館周辺）間の路線強化、及び公共交通ネットワークの構築を検討する。 ・ 民間バスとコミュニティバスの連携・乗換拠点として官民連携による効率的な路線運営を構築し、まちなかと郊外のネットワークの維持を図る。 ・ コミュニティバスについて、民間事業者と連携し、利用促進に向けた取組みを行う。 ● 駅及び駅周辺のバリアフリー整備、バス車両・バス停等のバリアフリー化の促進を図る。 <p>【公共交通の利用促進（モビリティマネジメントの促進）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスの位置情報アプリの運用により、利用者の利便性向上を図る。 ○ 公共交通の利用促進やモビリティマネジメントに関する取組みの活性化を検討する。 〔 公共交通の利用促進キャンペーン等の開催 ・ 交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージの創造（割引制度導入等のインセンティブ施策も含む） など 	中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実	<p>【拠点地域内の歩行・回遊環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県で進める滋賀県道路整備アクションプログラムとともに、野洲市道路整備計画に基づく歩道整備の推進を図る。 ○ 中心拠点や地域拠点を中心に、周辺の公共施設や地域資源等を結ぶ健康散策ルートを位置づけ、地域資源等の魅力や散策ルート、歩行時間等を示したサインを主要な回遊ポイントに設置し、拠点周辺の歩行活動の促進を図る。 ○ 総合体育館周辺において、豊かな自然環境を活かした交流施設整備の検討を進め、拠点地域内の回遊環境の創造を検討する。 ○ 野洲駅周辺において、野洲駅南口周辺整備構想に基づくにぎわいのある居心地の良い駅前空間の整備に合わせて、周辺地域からアクセスしやすい歩行環境整備を検討する。 <p>【歩行活動を促進するイベント等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サロン等の取組みと連携しつつ、集客施設利用や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進する。 	<p>野洲市道路整備計画が策定されたことから追記。</p> <p>地域公共交通計画（R5 年度中策定）の方向性を反映</p> <p>野洲市道路整備計画が策定されたことから追記。</p> <p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p> <p>野洲駅南口周辺整備構想の見直しに合わせて修正。</p>
取組みの方向性	具体的な施策														
中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実	<p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通ネットワーク構想 _____ に基づく道路整備の推進を図る。 <p>【公共交通ネットワークの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスについて、民間事業者と連携し、利用促進に向けた取組みを行う。 ● 駅及び駅周辺のバリアフリー整備、バス車両・バス停等のバリアフリー化の促進を図る。 ○ 中心拠点（JR野洲駅周辺）と地域拠点（北部合同庁舎周辺）間の路線強化とともに、民間バスとコミュニティバスの連携・乗換拠点として官民連携による効率的な路線運営を構築し、まちなかと郊外をネットワーク化する。 <p>【公共交通の利用促進（モビリティマネジメントの促進）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスの位置情報アプリの運用により、利用者の利便性向上を図る。 ○ 公共交通の利用促進やモビリティマネジメントに関する取組みの活性化を検討する。 〔 公共交通の利用促進キャンペーン等の開催 ・ 交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージの創造（割引制度導入等のインセンティブ施策も含む） など 														
中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実	<p>【拠点地区内の歩行・回遊環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「滋賀県道路整備アクションプログラム」に基づく歩道整備の推進を図る。 ○ 中心拠点や地域拠点を中心に、周辺の公共施設や地域資源等を結ぶ健康散策ルートを位置づけ、地域資源等の魅力や散策ルート、歩行時間等を示したサインを主要な回遊ポイントに設置し、拠点周辺の歩行活動の促進を図る。 ● 野洲駅南口において、市民病院と駅・駅周辺集客施設を結ぶヘルスケアストリートを整備し、周辺の市民広場等を結ぶ魅力的な散策・歩行環境を整備することにより、歩きたくなる拠点地区のモデルとしていく。 <p>【歩行活動を促進するイベント等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サロン等の取組みと連携しつつ、集客施設利用や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進する。 														
取組みの方向性	具体的な施策														
中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実	<p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県で進める滋賀県道路整備アクションプログラムとともに、野洲市交通ネットワーク構想・野洲市道路整備計画に基づく道路整備の推進を図る。 <p>【公共交通ネットワークの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 野洲市地域公共交通計画に基づく公共交通ネットワーク整備の推進を図る。 〔 中心拠点（JR野洲駅周辺）と地域拠点（北部合同庁舎周辺、総合体育館周辺）間の路線強化、及び公共交通ネットワークの構築を検討する。 ・ 民間バスとコミュニティバスの連携・乗換拠点として官民連携による効率的な路線運営を構築し、まちなかと郊外のネットワークの維持を図る。 ・ コミュニティバスについて、民間事業者と連携し、利用促進に向けた取組みを行う。 ● 駅及び駅周辺のバリアフリー整備、バス車両・バス停等のバリアフリー化の促進を図る。 <p>【公共交通の利用促進（モビリティマネジメントの促進）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスの位置情報アプリの運用により、利用者の利便性向上を図る。 ○ 公共交通の利用促進やモビリティマネジメントに関する取組みの活性化を検討する。 〔 公共交通の利用促進キャンペーン等の開催 ・ 交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージの創造（割引制度導入等のインセンティブ施策も含む） など 														
中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実	<p>【拠点地域内の歩行・回遊環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県で進める滋賀県道路整備アクションプログラムとともに、野洲市道路整備計画に基づく歩道整備の推進を図る。 ○ 中心拠点や地域拠点を中心に、周辺の公共施設や地域資源等を結ぶ健康散策ルートを位置づけ、地域資源等の魅力や散策ルート、歩行時間等を示したサインを主要な回遊ポイントに設置し、拠点周辺の歩行活動の促進を図る。 ○ 総合体育館周辺において、豊かな自然環境を活かした交流施設整備の検討を進め、拠点地域内の回遊環境の創造を検討する。 ○ 野洲駅周辺において、野洲駅南口周辺整備構想に基づくにぎわいのある居心地の良い駅前空間の整備に合わせて、周辺地域からアクセスしやすい歩行環境整備を検討する。 <p>【歩行活動を促進するイベント等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サロン等の取組みと連携しつつ、集客施設利用や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進する。 														

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針				
<p>【119 ページ】 第 7 章. 誘導施策 2. 都市再生特別措置法に基づく届出制度 1) 都市機能誘導区域外における届出に関する事項</p> <p>【121 ページ】 第 7 章. 誘導施策 2. 都市再生特別措置法に基づく届出制度 3) 都市機能誘導区域内の誘導施設休廃止における届出に関する事項</p>	<p>4) その他、防災対策等に係る施策</p> <p style="text-align: center;">表 7.5 その他、防災対策等に係る施策</p> <table border="1" data-bbox="477 359 1448 527"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 359 715 401">取組みの方向性</th> <th data-bbox="715 359 1448 401">具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 401 715 527">防災対策の推進</td> <td data-bbox="715 401 1448 527">● 浸水等の被害の発生が想定される地域では、河川改修、雨水幹線の整備や、開発地における調整池の設置などの治水対策を推進する。（一級河川枝王井川改修（滋賀県事業）、童子川雨水幹線整備 など）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p> <p>(中略)</p> <p>1) 都市機能誘導区域外における届出に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>3) 都市機能誘導区域内の誘導施設休廃止における届出に関する事項 都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、市長への届出が義務づけられています。 休廃止が行われる土地の全部又は一部が都市機能誘導区域内にある場合には届出の対象となります。</p> <p>_____ _____</p> <p>【届出時期】 開発行為等に着手する 30 日前までに届出を行うこととなります。</p>	取組みの方向性	具体的な施策	防災対策の推進	● 浸水等の被害の発生が想定される地域では、河川改修、雨水幹線の整備や、開発地における調整池の設置などの治水対策を推進する。（一級河川枝王井川改修（滋賀県事業）、童子川雨水幹線整備 など）	<p>(削除)</p> <p>1) 都市機能誘導区域外における届出に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p><u>届出した施設の立地が、都市機能誘導区域内への誘導施設の誘導に対して何らかの支障が生じる場合には、市長が勧告する場合があります。</u></p> <p>3) 都市機能誘導区域内の誘導施設休廃止における届出に関する事項 都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、市長への届出が義務づけられています。 休廃止が行われる土地の全部又は一部が都市機能誘導区域内にある場合には届出の対象となります。 <u>休廃止しようとする誘導施設を有効に活用する必要があると認める場合は、市長が助言・勧告する場合があります。</u></p> <p>【届出時期】 <u>誘導施設を休廃止しようとする日の 30 日前までに届出を行うこととなります。</u></p>	<p>防災対策等に関する施策は、新たに作成した防災指針（第 8 章）で記載</p> <p>立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法の改正等を踏まえ、記載内容を修正</p> <p>立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法の改正等を踏まえ、記載内容を修正</p> <p>立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法の改正等を踏まえ、記載内容を修正</p>
取組みの方向性	具体的な施策						
防災対策の推進	● 浸水等の被害の発生が想定される地域では、河川改修、雨水幹線の整備や、開発地における調整池の設置などの治水対策を推進する。（一級河川枝王井川改修（滋賀県事業）、童子川雨水幹線整備 など）						

計画改訂（案）の該当箇所	現行	改訂（案）	改訂方針
<p>【124 ページ】 第 8 章. 目標値の設定 2. 目標値の設定</p>	<p>図 8.1 目標達成への流れ</p>	<p>図 10.1 目標達成への流れ</p>	<p>第 8 章 防災指針の追加に合わせて、災害に対する安全・安心の確保に係る目標値の項目を追加。</p>
<p>第 9 章. 計画の進行管理 (以下略)</p>	<p>第 9 章. 計画の進行管理 (以下略)</p>	<p>第 11 章. 計画の進行管理 (以下略)</p>	